

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 3 0 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事 業 部

技術検定受検禁止措置基準、監督処分基準の改正にかかる
パブリックコメントの実施について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

技術検定不正受験発生に伴う実務経験証明書に関する注意喚起と再発防止対策については、令和 2 年 12 月 4 日付全建事発第 125 号により通知したところですが、この度、国土交通省不動産・建設経済局より本会に対し、標記基準の改正に関するパブリックコメントの実施について情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、貴会会員の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正の概要については以下のとおりです。

1. 建設業法施行令第 4 1 条第 3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

【概要】

これまで虚偽(故意によるもの)の出願による受検の場合、3 年間の受検禁止としていたところ上記に該当せずとも、出願に関する不正行為と認められた場合(申請ミスも含む)は受 検禁止措置 1 年を課することができるよう改正。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210314&Mode=0>

2. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関するパブリックコメントの募集について

【概要】

実務経験の虚偽証明による技術検定の不正受検の件を受け、虚偽の実務経験の証明を受けた者を現場の主任技術者等として配置した場合の営業停止日数を強化。(その他技術検定関連以外の改正内容については下記リンクをご参照下さい)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210313&Mode=0>

以 上

【担当】 事業部 沖村

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

建設業法施行令第4 1 条第3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

募集中

facebook twitter

カテゴリー	建築、住宅
案件番号	155210314
定めようとする命令などの題名	建設業法施行令第4 1 条第3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準
根拠法令条項	建設業法施行令第4 1 条第3 項
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続
案の公示日	2021年6月21日
受付開始日時	2021年6月21日21時0分
受付締切日時	2021年7月20日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	
意見募集要領（提出先を含む）	（意見募集要領）技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正について PDF
命令などの案	（概要）技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正について PDF 建設業法施行令第4 1 条第3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準（改正案） PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	不動産・建設経済局建設業課にて配布
備考	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	不動産・建設経済局建設業課 技術検定係（内線24744）

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

☐ 意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による

意!

戻る

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に
関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

令和3年6月21日

<問い合わせ先>

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

TEL：03-5253-8111（代表）

（内線 24744）

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的として、建設業法施行令（昭和31年政令273号。以下「令」という。）第41条第1項から第3項に基づく受検禁止の措置を行う場合の基準を見直します。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準（案）

2. 意見募集期限

令和3年7月20日（火）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1553

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別添)

【意見提出様式】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関する意見」

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

不動産・建設経済局建設業課（内線 24744）

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の
受検禁止の措置に関する基準（改正案）

1. 趣旨

本基準は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和31年政令273号。以下「令」という。）第41条第3項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 措置の基本方針

技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第41条第3項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

3. 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。

なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。

4. 措置の基準

（1）一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
①他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為 ②出願に関する不正行為（④に該当する場合を除く。）	1年
③参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
④虚偽の出願（替え玉受検、無資格受検など）によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

① 不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。

② 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第41条第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。

7. 施行期日等

① この基準は、令和3年 月 日から施行する。

② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

[トップ](#) > [案件一覧](#) > 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関するパブリックコメントの募集について

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関するパブリックコメントの募集について

募集中

[facebook](#) [twitter](#)

カテゴリー	建築、住宅		
案件番号	155210313		
定めようとする命令などの題名	建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準		
根拠法令条項	建設業法（昭和24年法律第100号）		
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続		
案の公示日	2021年6月21日		
受付開始日時	2021年6月21日0時0分		
受付締切日時	2021年7月20日23時59分		
意見提出が30日未満の場合その理由			
意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領	PDF	
命令などの案	建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案（新旧対照表）	PDF	PDF
関連資料、その他			
資料の入手方法	建設業課にて配布		
備考			
問合せ先 （所管省庁・部局名等）	国土交通省不動産・建設経済局建設業課		

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

☐ 意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

[戻る](#)

意見提出には画像や音声による
意見提出

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案
に関するパブリックコメントの募集について

令和3年6月21日

＜問い合わせ先＞

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

TEL：03-5253-8111（代表）

（内線：24756）

令和2年11月、技術検定に係る不正事案を受けて再発防止対策の検討を行うため設置された技術検定不正受検防止対策検討会より、監督処分の厳格化等を内容とした不正受検防止対策に係る提言がされたこと等を踏まえ、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について、所要の改訂を行う必要があります。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成14年3月28日国総建第67号）の改訂案

2. 意見募集期限

令和3年7月20日（火）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：hqt-kengyo-hourei@gxb.mlit.go.jp

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAXの場合

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

※ 件名を「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関する意見」と明記してください。

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

• **Wavelength:** The distance between two consecutive wave crests or troughs, denoted by λ .

(別添)

〔意見提出様式〕

国土交通省不動産・建設経済局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関する意見」

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

不動産・建設経済局建設業課(内線24756)

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 (令和3年〇月改正案)

一 趣旨

本基準は、建設業者による不正行為等について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二 総則

1 監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

2 監督処分の対象

(1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

(2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

(2) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課

すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するま

での間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

（２）指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から３年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

６ 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

７ 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第１７条の２の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第１７条の３の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第１７条の２又は同法第１７条の３の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 監督処分の基準

１ 基本的考え方

（１）建設業法第２８条第１項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

（２）（１）以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

（3）不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分

に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

（1）公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

（2）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）

第80条が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上以上の営業停止処分を行うこととする。

e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

（3）請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき（iiに規定される場合を除く。）は、15日以上以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上以上の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うこと

によって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15-7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

第ⅰ 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第3.3条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第3.4条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反(第32条の3第7項の規定を除く。)等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加

入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) 主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 履行確保法違反

a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。

b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

参見部不番一(3)

四 その他

① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。

② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。

③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。参見部不番一(a)

参見部不番一(3)

五 施行期日等

① この基準は、令和3-2年0-1-0月0-1-1日から施行する。

② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

参見部不(3)参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)

参見部不番一(3)